

衆議院 議院 運営委員会 議 録 第三十五号

令和三年五月十四日(金曜日)

午後二時開議 (衆議院規則第六十七条の二による)

出席委員

|     |        |
|-----|--------|
| 委員長 | 高木 毅君  |
| 理事  | 御法川信英君 |
| 理事  | 松本 洋平君 |
| 理事  | 福田 達夫君 |
| 理事  | 小川 淳也君 |
| 理事  | 佐藤 英道君 |
| 理事  | 高村 正大君 |
| 理事  | 根本 幸典君 |
| 理事  | 塩川 鉄也君 |
| 理事  | 浅野 哲君  |
| 理事  | 盛山 正仁君 |
| 理事  | 井上 貴博君 |
| 理事  | 井野 俊郎君 |
| 理事  | 青柳陽一郎君 |
| 理事  | 武部 新君  |
| 理事  | 伊藤 俊輔君 |
| 理事  | 井上 英孝君 |

|      |        |
|------|--------|
| 議長   | 大島 理森君 |
| 副議長  | 赤松 広隆君 |
| 国務大臣 | 西村 康稔君 |
| 事務総長 | 岡田 憲治君 |

委員の異動

|       |      |        |
|-------|------|--------|
| 五月十四日 | 補欠選任 | 井上 英孝君 |
| 同日    | 補欠選任 | 遠藤 敬君  |
| 同日    | 補欠選任 | 井上 英孝君 |
| 同日    | 補欠選任 | 遠藤 敬君  |

本日の会議に付した案件

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更の事前報告に関する件

○高木委員長 これより会議を開きます。

この際、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の区域変更について、西村国務大臣から事前報告を聴取いたしました。西村国務大臣。

○西村国務大臣 各党の皆様におかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策に御協力を賜り、御礼申し上げます。

全国的に新規陽性者数が増加をしております、変異株への置き換わりも進んでいることから、政府として、危機感を強めており、これまで以上に徹底的な対策を講じて、何としても感染拡大を抑え込む必要があります。

現在、北海道、岡山県、広島県においては、感染状況や病床の状況が極めて厳しいことから、緊急事態措置を実施すべき区域に追加する必要があります。

また、群馬県、石川県及び熊本県においては、感染力の強い変異株の影響もあり、新規陽性者数が非常に多く、その直近の伸びも高く、病床使用率や人口十万人当たりの療養者数が非常に高い水準であるなど、幾つかの指標でステージ4相当であり、特定の区域で感染の拡大が見られるとともに、感染が県全体に拡大するおそれがあることから、まん延防止等重点措置を機動的に活用し、感染拡大を防止する必要があります。

このような状況を踏まえ、本日、基本的対処方針分科会を開催し、五月十六日から五月三十一日までを期間として、緊急事態措置を実施すべき区域に北海道、岡山県及び広島県を加えること、また、五月十六日から六月十三日までを期間として、まん延防止等重点措置を実施すべき区域に群馬県、石川県及び熊本県を加えることについて、御了解をいただいたところであります。

なお、北海道、岡山県及び広島県については、

まん延防止等重点措置を実施すべき区域とする案で分科会にお諮りしたところですが、変異株の影響により今後も感染拡大が予想されることから、緊急事態宣言の対象とすべきとの強い御意見をいただき、当初の諮問を取り下げて新たな諮問を行った上で、御了解をいただいたものであります。これを受け、この後、政府対策本部を開催し、これらについて決定したいと考えております。

このほか、本日の分科会では、大都市でのワクチン接種はロジスティクスの問題に留意する必要がある、国民の理解と協力を得るためには行政からのメッセージの効果を高めるべきといった御指摘をいただきました。こうした議論も踏まえ、感染拡大防止に努めてまいります。

なお、福島県、香川県及び長崎県からまん延防止等重点措置の適用について要請がございましたが、福島県については、会津若松市などで感染が広がっているものの、入院率が高い水準で入院調整中の者もいないこと、香川県については、新規陽性者数に増減がある状況にあり、また、五月十二日から飲食店に対して二十時までの営業時間短縮を開始したことの効果の分析を進めていること、長崎県については、入院率が高い水準であり、感染も福岡県からのにじみ出しが原因と考えられ、福岡県における緊急事態措置の効果の分析を進めていることから、引き続き県と連携してデータの分析を進めており、いずれの県においても、徹底した感染防止策を講じつつ、必要となれば機動的に対応してまいります。

国民の皆様への命と健康を守ることを第一に、都道府県と緊密に連携しながら、感染拡大の防止に向けた取組を徹底してまいります。各党の皆様におかれましては、何とぞ御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの事前報告について発言を求められておりますので、順次これを許します。根本幸典君。

○根本(幸)委員 自民党の根本幸典です。新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、治療や入院等を余儀なくされている方々から御見舞いを申し上げます。

時間の都合もありますので、三つの点についてまとめてお伺いをしたいというふうに思います。変異株による感染拡大等が続く中、政府におかれましては、先週、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置について、五月三十一日まで延長することを決定しました。

専門家の分析によれば、現在、全国的に新規陽性者数が増加している中で、特に、地域によっては急速に増加しているところがあると伺っており、引き続き予断を許さない状況であると考えております。

そこで、一点目ではありますが、政府として、今回、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域を追加する判断に至った理由を改めてお伺いしたいというふうに思います。

また、感染拡大を抑え込むために、国民の皆様お一人お一人の御協力が不可欠です。国民の皆様には、これまででも多大な御協力をいただいていたところでありますが、今般、対象地域を新たに追加し、更なる御協力をすることになります。

そこで、二点目として、政府として、引き続き国民の皆様の御理解と御協力を得るためにどのようにメッセージを発していくのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

そして、国民の皆様には事業者の方々も含まれます。政府におかれましては、感染拡大を抑えるため、都道府県と連携して、事業者の方々に対

していただいた上で、私どもとして、感染状況や経済の状況をしつかりと見て、予備費四兆円の活用も含めて、必要とあれば機動的に対策を講じていきたいというふうに考えております。

○井上(英)委員 ありがとうございます。

○高木委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。大臣、まず一問お伺いしますが、先週は、茨城県、石川県、徳島県、そして今週は、福島県、香川県、そして長崎県、これらの都道府県から蔓延防止等重点措置の適用申請があったにもかかわらず、これに答えなかったという判断をいたしました。これは、国民から見ると、政府が消極的な姿勢に見えて、不満が募っている状況もあるんじゃないかと私は思っています。

やはり、措置というのは、ないよりは当然あった方がいい。なぜならば、的確な行動規制と、そして事業者に対する支援が行えるからであります。

是非、これからは地方の、都道府県の要請を最大限尊重して検討いただきたいことをまずお願いさせていただきます。私自身は、感染拡大期においては、蔓延防止よりも緊急事態宣言から適用した方がいいのではないかと思っています。なぜなら、やはり、事業者の皆様が既に疲弊をしている。そして、行動規制もなかなか国民感情として難しくなっている状況がある。

ですから、感染拡大期においては緊急事態措置から入り、感染減退期においては蔓延防止等重点措置を適用してリバウンド抑制策を図る、こういった対策が必要だと思っておりますが、大臣はいかにお考えでしょうか。

○西村国務大臣 まず、蔓延防止等重点措置の要望のあった様々な知事さんと連絡を緊密に取らせていただいております。それぞれの知事の危機感を本当に共有して、私も知事の思いを最大限受け止めて対応しなきゃならないと常々思っているところであります。

他方、蔓延防止等重点措置とはいえ私権の制約

を伴うものでありますので、これまでの議論の中でもかなり強い措置を入れてきたこともあって、やはり慎重に考えなきゃいけない面もあるという中で、専門家の御意見を聞いて判断をしてきております。

その後、徳島県や茨城県など、知事のリーダーシップもあって、かなり新規の陽性者の数も抑えられてきておりますので、引き続き分析を進めながら、必要となれば機動的に対応したいというふうに考えております。

その上で、蔓延防止等重点措置、緊急事態宣言、どう考えるか。様々、私も、いろいろな地域の態様を見ながら、蔓延防止等重点措置ではなく、いきなり緊急事態宣言になることもありまして、知事の要望に沿って蔓延防止措置をやり、それでも取まらないときは緊急事態ということもあります。

ただ、二つ申し上げるとすれば、一つは、蔓延防止等重点措置が、何となく緊急事態に比べるとちよつと弱いから、国民の皆さん、住民の皆さんにメッセージがちよつと伝わりにくいという面があるのかなというのが、前回、今日も、分科会でも実はそんな議論がありました。

他方、前回から、蔓延防止等重点措置であつてもお酒なりカラオケなりの提供を止めていただくという要請をする、こうした強い措置も入っておりますので、今回、私も、北海道で考えたのは、あの広いエリアでありますから、全域を対象とするというよりは、札幌で広がっていますので、あるいはその周辺であります。その周辺に強い措置、いわば地域限定の緊急事態宣言ともいえるべき強い蔓延防止等重点措置で抑えることができないのかというふうに当初は考えたわけでございます。

それから、もう一つは、感染が収まってくるときは、これもなかなか難しく、やはり緊急事態宣言が最強のカードですから、そこから蔓延防止に変わると、また何となく気持ちがいいところに、蔓延防

止措置になると、ああ、ちよつと緩まったなと思ふ、そんな印象を与えかねないところでありまして、この辺り非常に注意をしなければいけないんですが、ただ、蔓延防止等重点措置も、緊急事態の解除の際に、これも活用すること、機動的に使うことによつて、その後のリバウンドを防ぐということもできると思っております。状況を見ながら、的確に、これは専門家の意見を聞きながらであります。適切に判断して対応していきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ポイントは、緊急事態措置も蔓延防止等重点措置も、知事に権限を与えるということであつて、どの地域でどのような取組をするかは知事が決めることとなります。

ですから、例えば、今日もありましたが、私は、全国にもう一斉に緊急事態宣言を発動した上で、地域に合わせた最善の対策を知事に委ねる、これこそが機動的な対策と言えるのではないかと考えるわけですが、この全国一斉の宣言発出について、もう一度御説明をお願いいたします。

○西村国務大臣 大型連休の前には私もそういったことも含めていろいろ考えたわけでありまして、今の時点では、ちよつと正確に、今日の時点で何県か分かりませんが、感染が一桁で、比較的強く抑えて、県民の皆さんに県内旅行を支援する事業を行っている県も複数、一週間ほど前は十県ほどあつたと思っております。そうした中で、そうした県まで含めて、不要不急の外出自粛、あるいは、八時までの時短、お酒類も含めて停止をさせていただくなど極めて強い措置を、私権の制約を伴うものでありますから、そこまでやるかどうかという判断があるかと思つております。

その上で、先ほど御指摘があつたように、もう全国のうちの半分近い県が緊急事態そして蔓延防止ということでありまして、それぞれ隣接している県も入れればかなりの数になりますので、国民の皆さんには、それだけ全国的に変異株で感染が急速に広がっているということ、そして、若い世

代も重症化するリスクがあるという報告、先般は二十代で基礎疾患がない方も亡くなられたという本当に悲しいこともありました。是非御理解をいただいて、皆さんの協力を得て、何とか感染拡大を抑えていければと全力を挙げていきたいと思つてます。

○浅野委員 最後の一問、お願いがあります。

今、各自治体が独自に行っている抗原検査キットの無料若しくは低額配付、あるいはPCR検査キットの配付、これについて、政府として地方創生臨時交付金を使った更なる支援策をお願いしたいと思つていますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 まさにPCR検査を、行政検査で行える、あるいは医療施設や高齢者施設で行えるようにしておりますし、また、八百万回分の抗原検査キット、これが確保できるということでもありますので、これをまず、やはりクラスターが多く発生し、重症化リスクがある高齢者施設や医療機関で活用いただくことを考えておりますが、御指摘のように、様々な御提案もいただいております。

今後、感染リスクの高い大学、運動部とか合唱部とか、あるいは職場とか、こういったところでも活用できるように、厚労省を中心に、今、議論を進めておりますので、私の立場からもちょうとした対応を急いでいきたいというふうに考えております。

○浅野委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 これにて発言は終わりました。

○高木委員長 次に、次回の本会議の件についてありますが、次回の本会議は、来る十八日火曜日午後一時から開会することといたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十七分散会